保育所の保育の質の維持について



〇児童福祉施設最低基準

人的配置基準

0歳児 3人に保育士1人 (3:1)

1.2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1 保育士は最低2名以上

人権に直結する運営基準等

児童処遇 虐待·身体拘束禁止 秘密保持 保育指針 自園調理の実施など

居室面積基準

O、1歳児

乳児室:1.65㎡/人 ほふく室:3.3 ㎡/人 2歳児以上

保育室または遊戯室

:1. 98㎡/人

屋外游技場: 3.3 m / 人

(義務規定)

(義務規定) 義務規定)

「児童福祉施設最低基準」は、児童の健全な発達のため に必要な生活水準を確保するために定めた全国一律の 義務規定である。

地方分権第三次勧告に対する厚生労働省の対応方針

- 第3次勧告を最大限に尊重し、地方分権を推進
- 保育・介護・福祉の質等に深刻な影響が生じかねないもののみ、全国一律の最低 基準を維持(「人的配置基準」「居室面積基準」「人権に直結 する運営基準等」)
- 東京都など待機児童が多数存在するところでは、待機児童解消までの一時的 措置として規制緩和を実施(保育所では、「居室面積基準」のみ規制緩和)

(規制緩和による独自基準の制定)

都市部への予算拡大

都市部で独自の居室面積 基準を定めることが可能 基準の内容は、地方公共団体 において定めることができる。 (しかし、その基準が「合理的」 である旨の説明が必要)

この結果、これまで国庫 補助対象外であった施設 においても、保育所運営 費国庫負担金の補助 対象となり、都市部への 予算が拡大する。

(全国一律の最低基準)

地方部への予算減少の懸念

このため、地方の保育の 質の低下を招かないよう 充分な予算措置について 要望する。